

平成 21 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 21 年 6 月 12 日（金曜日）

◎出席議員（20 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

19 番 阿部 五一 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

税務課長 菅野 敏

国保年金課長 大森 晃

道路公園課長 鈴木 弘章

下水道課長 櫻井 友巳

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

教育委員会事務局理事(兼)文化財課長 高倉 敏明

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

管理課長 小幡 誠志

選挙管理委員会事務局長 鈴木 典男

市長公室長補佐(財政経営担当) 小野 史典

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（石橋源一）

皆さん、おはようございます。

本会議 2 日目でございます。どうぞよろしく御協議賜りたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第 2 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において佐藤恵子議員及び深谷晃祐議員を指名いたします。

○議長（石橋源一）

この際、御報告申し上げます。

本日、22 番阿部五一議員から、本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

日程第 2 議席の一部変更について

○議長（石橋源一）

日程第 2、議席の一部変更についてを議題といたします。

申し出がありましたので、会議規則第 3 条第 3 項の規定により議席の一部を変更します。

職員をしてその議席番号及び氏名を朗読させます。

○事務局長（松戸信博）

それでは、朗読いたします。

7 番森長一郎議員、8 番雨森修一議員、19 番阿部五一議員、22 番石橋源一議員。

以上で朗読を終わります。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席に着席をお願いいたします。

（議員着席）

日程第 3 議案第 43 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 3、議案第 43 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 43 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例についてであります。これは、地方税法等の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除制度及び長期譲渡所得に係る特別控除制度等を導入するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

それでは、議案第 43 号の多賀城市税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 9 号）が平成 21 年 3 月 31 日に公布されております。これを受けまして、平成 21 年 4 月 1 日及び同年 6 月 4 日から施行する項目につきましては専決処分させていただき、御報告させていただきました。今回、平成 22 年 1 月 1 日以降に施行するものにつきまして提案させていただくものでございます。

それでは、改正概要につきまして御説明申し上げます。

2 の議案関係資料に基づき御説明申し上げます。

議案第 43 号関係資料、9 ページをお開き願います。

多賀城市税条例の一部を改正する条例の改正要旨でございます。

まず、地方税法の改正概要を説明しまして、次に、対応する条例等について説明させていただきます。

個人市民税関係でございます。

1、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の創設でございます。

地方税法附則第5条の4の改正及び同附則第5条の4の2の新設に伴うものでございます。

平成21年から平成25年までに新築または増改築をした住宅に入居した方で、当該住宅について所得税の住宅ローン特別控除の適用がある方について、所得税から控除し切れなかった住宅ローン特別控除額を個人の住民税額から控除するというものでございます。

控除限度額は、所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の5%とするものでございまして、限度額は9万7,500円でございます。

表にありますとおり、①の所得税の住宅ローン特別控除が可能な額のうち所得税において控除し切れなかった額と、②の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額、この額が9万7,500円を超えるときは9万7,500円を限度とします。いずれか小さい額を個人住民税から控除するというものでございます。

これは、平成19年に行われました税源移譲に伴い、個人の所得税が減少することにより住宅ローン控除額が控除し切れなくなる場合が生じたため、所得税額から控除し切れなかった分を個人住民税から控除するというもので、この改正は緊急経済対策の一環として行うものであります。

地方税法附則第5条の4の2が新設されたことに伴いまして、市税条例附則第5条の3の2を追加しまして、市税条例附則第5条の3などの関連条文の規定の整備を行うものが主なものでございます。

2、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税特例で、租税特別措置法第35条の2の新設によりまして、地方税法附則第34条の改正に伴うものが主なものでございます。

個人が平成21年及び22年の2年間に限り取得する土地を5年を超えて所有した上で譲渡した場合には、土地の長期譲渡所得に係る1,000万円の特別控除を適用するというものでございます。

所有期間につきましては、その年の1月1日において所有期間が5年を超える土地等が対象となるため、平成27年以降の譲渡が適用対象となり、個人住民税の課税に影響が出るのは平成28年度以降となります。

参考としまして、平成20年中に土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の金額から試算しますと、1,000万円を控除した後の長期譲渡所得金額を有する方が26名おりまして、1,000万円を控除する前の市民税額2,158万7,000円と1,000万円の控除後の市民税額828万6,000円、この差額1,300万1,000円が、今回の改正があった場合の仮定でございまして、影響額ということになりますが、今回の改正はこの影響が出るのは平成28年度以降ということになってまいりますので、現在と平成27年中のこの譲渡の関係ですね、それが経済状況、土地の需要等の状況が変化してくると思われましますので、説明しました数値はあくまでも20年中のやつで、もし1,000万円控除が行われた場合というふうな参考資料ということととらえていただければと思っております。

市税条例附則第20条第1項など、それぞれの所要の改正を行うものでございます。

次の 10 ページをお願いいたします。

3、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例で、租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 及び地方税法附則第 35 条の 2 の 2 の改正に伴うものでございます。

「特定管理株式」につきましては、当該特定管理株式の発行会社の精算終了等により価値を失った場合に、その無価値化による「損失」を株式等の譲渡損失とみなすという措置が講じられております。

また、平成 21 年 1 月 5 日から上場株式等に係る株券が電子化されることに伴いまして、上場廃止銘柄等について証券保管振替機構における取り扱いが廃止されまして、特定管理口座から株主に返還されることとなるため、「特定保有株式」を特例対象に追加するものでございます。

「特定管理株式」とは、あるいは「特定保有株式」とは云々は記載のとおりでございます。これを受けまして市税条例附則第 25 条の 2 第 1 項を改正するものです。

次に、恐れ入りますが、議案の 1 の 15 ページをお開き願います。

附則でございます。

第 1 条は施行期日を規定しておりまして、平成 22 年 1 月 1 日から施行する旨規定しております。ただし、(1) 多賀城市税条例附則第 5 条の 3 第 3 項及び次条に規定する個人の市民税の住宅借入金等特別控除に係る申告書の提出、第 20 条第 1 項に規定する土地等の長期譲渡所得に係る 1,000 万円の特別控除の規定及び第 21 条第 3 項に規定する優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の除外規定の追加につきましては、平成 22 年 4 月 1 日から、(2) 同条例附則第 26 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例の適用所得に譲渡所得を加える規定は、平成 23 年 1 月 1 日から、(3) 同条例第 40 条第 6 項に規定する埋立地の使用者をその所有者とみなす改正規定は、農地法等の一部を改正する法律、この法律はまだ施行されておりましたが、その施行の日と規定しております。

次の 16 ページをお願いいたします。

第 2 条は市民税に関する経過措置について規定しているもので、改正後の多賀城市税条例附則第 5 条の 3 第 3 項の規定は、平成 22 年以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 21 年度までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税の住宅借入金等特別税額控除申請書の提出については、なお従前の例によるものとしております。

なお、多賀城市税条例の一部を改正する条例の本文と新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって……。佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

いろいろ税金、変わっていくお話を受けたんですが、今、市県民税の支払いの通知が皆さんのお宅に続々と送られてきてまして、注意して見ている人がいまして、年金生活の方なんですが、来年の年金から差し引かれるというところで、「来年のおおよそのあなたの納める税額はこのぐらいですよ」というふうなことで今回の割賦通知には書いてあるんです。それで、その方は、「来年のは確定申告しなきゃわかんないんでないか」と、「何で勝手にこういうことを書いてよこすんだ」というようなことを私のところに言ってきまして、役所の思惑は「来年はこのぐらいのおおよそかかりますから、お金使わないで残しておいてくださいよ」というようなことだというふうに私は思って、親心だなというふうに思って、その方にお話ししたんですが、しかし、それでもやっぱり、わずかな年金からお金を引かれることということに対しては、納税者の側としては、わずかだから余計いろいろ改悪される税制の中で心を痛めているわけですね。そういう中で、税金のいただき方ということでは、いろいろ御配慮して御苦労なさっているんだと思うんですが、納税者の側に立った通知というか、配慮がもうちょっと考えられたらいいのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

今のお話ですと、納税者側に立ってないような意味合いで聞こえるんですけども、我々は、納税者、もちろんですね、税制を理解しまして、それらの納税者の方に理解していただきたいという思いで事務を執行してございますので、その辺の詳しい話は税務課長の方から説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（菅野 敏）

公的年金からの特別徴収につきましては、ことしの10月から、要するに年6回それぞれ皆さん支給されておりますので、ことし10月、12月、そして来年2月、この3回分を特別徴収されます。先ほど議員の方から、来年の税額までわざわざお知らせする必要がないんじゃないかという一般の市民の方の意見ということなんですけれども、あくまでも納税者の利便性、要するに、利便性といいますか、来年の税額までお知らせして、用意しておいてほしいということじゃないんですけれども、その辺の内容だと一応とらえてございます。

最終的に、来年2月に確定申告されて、例えば税額が減ったとか税額がふえたという方につきましては、来年また上半期分については普通徴収になります。4月、6月、8月分は自分で納めるという格好になりますので、その辺の規定もありますので、その辺の考慮いただければと思います。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 43 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 44 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 4、議案第 44 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 44 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。これは、地方税法等の改正に伴い、長期譲渡所得に係る特別控除制度等を導入するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、資料 2 の 25 ページをお開き願います。

議案第 44 号関係資料の多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、昨年の金融証券税制改正並びに平成 21 年 3 月の税制改正に伴うもので、施行が平成 22 年 1 月 1 日以降となるものでございます。

附則の新しい第 3 項につきましては、上場株式等の配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例を設けるものでございます。

地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項は、市民税における配当所得の源泉分離課税を規定したものでございますが、国民健康保険税の所得割の算定に当たっては、総所得金額に合算して算定する課税の特例を追加するものでございます。しかし、最後の附則のところでも説明いたしますけれども、この項の施行期日は平成 22 年 4 月 1 日としていることから、平成 22 年度の課税分からこの規定が適用されるということになります。

次は、附則、これは古い方、旧 3 項につきまして、新 3 項の追加による項ずれによって、新しく第 4 項ということに改めるものでございます。

次に、25 ページの最後の方から次のページにかかる部分となりますけれども、附則、新しい第 4 項に租税特別措置法の「第 35 条の 2 第 1 項」の文言を追加するものです。

これは、市税条例の改正の中にもありますように、所得税法等の一部を改正する法律において追加された条文で、個人が平成 21 年、22 年中に取得した土地を 5 年を超えて所有し、その後に譲渡した場合には、1,000 万円の特別控除を適用するという長期譲渡所得の特別控除が創設されたため、この文言を追加するものです。

国民健康保険税の所得割の算定に当たっても、この 1,000 万円の特別控除を適用して算定するとするもので、後ほど附則のところでも触れますが、この部分も平成 22 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

附則、古い方の第 4 項につきましては、項ずれによりまして、附則、新しく新第 5 項としまして、附則新第 5 項については、附則新第 4 項において長期譲渡所得の条項が追加となることから、読みかえの規定を新たに整備をしたものでございます。

附則、これは古い方の 5 項につきましては、項ずれによりまして、新しく第 6 項に項番号を改めるものでございます。

附則新第 7 項につきましては、これは、先ほど触れましたように、金融証券税制の関係の改正によりまして上場株式等の譲渡損失と配当の間の損益通算の仕組みが新たに創設されまして、国民健康保険税の所得割の算定に当たっても譲渡所得の損益通算及び繰越控除を適用した後の金額により算定するとしたものでございます。

次、27 ページをお願いいたします。

附則の古い方の第 6 項につきましては、見出しを削りまして、附則新第 3 項及び新第 7 項の追加による項ずれに伴いまして、項番号を新しく第 8 項に改め、項ずれに伴う条文内の文言を、ここでは「前項」を「附則第 6 項」に改めたというものでございます。

附則、古い方の第7項につきましても、項ずれにより、附則、新しく新第9項に改めまして、附則新第3項の追加により項ずれが生じていることから、条文内の文言について、「附則第5項」を「附則第6項」に改めるものでございます。

附則の古い方の第8項につきましては、項ずれによりまして新しく第10項に改めましますとともに、ここでは先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に先物取引の金融商品、これ一般的な呼称は「カバードワラント」というふうと呼んでおりますけれども、これを譲渡した場合における譲渡所得が新たに加えられたことから、「譲渡所得」の文言を追加し、国民健康保険税の所得割の算定に当たって、その譲渡所得を総所得金額に合算して算定することとしたものでございます。

附則の古い方の第9項から12項までにつきましては、附則、これは新しく3項それから7項が追加されたことによりまして、それぞれ項ずれが生じてございますので、項番号を2項ずつ繰り下げて、古い方の第9項を11項に、古い方の10項を12項に、古い方の11項を13項に、古い方の12項を14項に改めるものでございます。

それでは、資料1の19ページをごらんいただきたいと思います。

附則をごらんください。

この条例は、平成22年1月1日から施行するものとしてございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとしてございます。

第1号は、附則第3項の改正規定、これは配当所得の関係になりますけれども、これと附則第4項の改正規定、土地の譲渡所得の改正部分については、項番号の改正を除き、平成22年4月1日から施行するものとしてございます。

第2号は、附則第8項の改正規定、これは先物取引の金融商品の譲渡所得関係につきましては、項番号の改正部分を除き、平成23年1月1日から施行するものとしてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

資料2の25ページの附則の3ですけれども、配当所得について、これまで分離課税にされていたものが総合課税になったんだという説明だったように思うんですが、それでよろしいんですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

国民健康保険の所得割の計算に当たっては、合算をするという扱いをするということです。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

国保の所得割だけ合算すると。市民税等については分離課税のままになっているということですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これ、全体で 20%、10%の関係なんですけれども、市民税の場合には、おっしゃるとおり、その選択が可能です。ただし、国民健康保険税の課税に当たっては、そういう扱いをしないで、ほかの所得と合算をして課税計算をするというふうなことです。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それで、配当所得の課税について、例えば専決処分に出た条例ありましたね。あれは当面軽減税率を使うということで、これは金持ち優遇だということで反対したんですけれども、国保の場合ですよ、国保の場合に、一般的にだから私は総合課税でやるべきだと思ってるんですが、国保の場合には課税限度額というのあるんですよ。だから実際に私は、国保税の場合には課税限度額があるので、分離課税にしても合算にしてもね、大体株やってるような方は所得が大きいと思われるので、余り所得割に影響がないのではないかという気がしているんですが、その点はどうかというのがまず 1 点ね。

それから、もう一つ、後で損失のことが出てきますね。当然、総合課税にした場合に、損失が出た、株で失敗した場合に、その損失を控除することになる。どうもこれ読んでると、1 年で控除できなかったものについては、さらに繰越控除するということになる。そうすると、入ってくる課税の方では、幾ら総合課税にしたって限度額があるので余り関係がないと。けれども、株やって失敗した場合にはですよ、それが控除されて、しかも 1 年で控除されなかった場合には、さらに繰越控除されて、そこそこの所得があるにもかかわらず、株で大負けした場合、大変な失敗した場合には所得割がゼロになるようなケースもこれが出てくるのではないかというふうに私ちょっと気になったんですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

この改正による具体的な計算といいますか、その辺のところまでまだ至っておりません。したがって、所得割、どんな影響があるかということについては、ちょっと把握しかねておるわけなんですけれども、いわゆる損益通算の関係につきましては、おっしゃるとおりでございます。

ただし、こういった改正が行われたということにつきましては、いわゆる、冒頭に申し上げましたように、金融証券税制の改正、いろんな形で資産運用を図るというふうな、大き

く言った意味で形が変わっておりますので、そうした状態に合わせた形の改正を行ったということでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

だって、そうは言うものですよ、なぜ市民税の方だけは依然として分離課税と総合課税の選択ができるのに、国保税の方だけは総合課税しか選べないと、総合課税にしたのかという、私、意図がわからないんですよ。なぜ市民税とわざわざ国保を違う扱いにしたのかという意図がわからない。だから、さっき言ったように、幾ら総合課税にしたって限度額がある。株で大負けした場合には、その年度も控除して、翌年も控除できると。そうすると、本当に株取引を国保税の側としても一生懸命あおってですよ、損したらまけてやりますらみたくない、どうも国保税とは関係ないところの考え方が国保税に持ち込まれてきてるんじゃないかと。国保税というのは生きていくための保障ですよ、これは、医療の保険だからね。だから私は意図がわからない、意図が。国保税というものに株譲渡を何かあおるような条項が必要なのかという意図がわからないんですけども。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

そういったところまでこの証券金融税制改正が行われたどうかということにつきましては、把握しかねているところです。ただし、大きな意味で税制の制度改正が行われたというふうな状況があるわけですので、そうした前提に立って我々は作業をしなくてはならないということでございますので、そういった意味で今回このような改正を上げさせていただいたということでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

それから、影響については試算してないというだけけれども、それは詳しくはわからないでしょう。けれども、影響額は大体このぐらいかなとか、それもわかりませんか。ちょっと私ね、実はこれ、反対したらいいものか賛成したらいいものか、うんと迷ってるんですよ。だから、その辺聞かないと何とも私は判断できない。

限度額に関係なく、総合課税にして、どんどん国保税が入ってくるんだったら話は別ですよ、株でもうけたことについて。だけど、損失の方だけ影響あって、もうけた方については余り影響がないっていうんだったら、これは、私はこんなの……、法律だから仕方がないって言うかもしれないけれども、政治的には認められないです、こんなの。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

いわゆる株の取引そのものを特別な形に考えてしまうと、おっしゃるような指摘になろうかと思います。そうではなくて、そういった方向でみずからの資産を運用していくというふうな形で税制改正が行われているというふうに仮定すれば、決して今回のものがですね、おっしゃるような形にはならないんだらうと思います。ただし、これは今ここでその辺の具体的な話を申し上げるだけの十分なちょっと資料がないもんですから、これ、できるかどうかちょっと私もわからないんですけども、過去のデータを使ってその辺の把握ができるものかどうか、これはちょっと検討はしてみたいと思います。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。（「討論」の声あり）それでは、討論。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

部長が言うとおおり、まだよくわからないところもあるんだけれども、どうも私、うさん臭さを感じるんです、これに。一つは、市民税と国保税、何でわざわざ別な扱いにするのかというあたりがまず疑問です。

その中身として具体的に言うと、市民税の場合には、幾らもうけても限度額とかっていうような考え方はないわけですね。けれども、国民健康保険税の所得割には限度額という考え方があるんですよ。だから、もうけた場合には幾らもうけても限度額があるんですよ。だけど、どうも損した場合には、その損したものの限度額というのはなくて、1年で控除しても、それでも足りないときには繰越控除やるってということになるので、もうけた場合には限度額があるから、さほど税は入ってこない。損したときにはどうもがばっと所得控除がされそうな懸念があるんです、これは。それで、しかも保健福祉部の方でもどういう影響が出てくるのかということについてはまだ試算できてないということなので、どうも私はこれは、国保財政にとっては大きな影響、マイナスの方向で影響を与える懸念が大だということで、懸念を表明しておきます。

○議長（石橋源一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（石橋源一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 45 号 多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 5、議案第 45 号 多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をもって議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 45 号 多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。これは、高額介護合算療養費について医療費助成の対象外とするため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、資料 2 の 29 ページをお願いいたします。

議案第 45 号関係資料により御説明させていただきます。

今回の改正につきましては、国の医療保険制度改革、これは健康保険法等の一部を改正する法律、これが平成 18 年 6 月 21 日法律第 83 号になりますけれども、これによりまして高額介護合算療養費制度が創設されまして、昨年 4 月から施行されてございます。これに伴いまして宮城県の医療費助成事業補助金交付要綱の改正が行われまして、これにあわせて所要の改正を行うというものでございます。

まず、全体のイメージというふうな形でイメージ図を示させていただいておりますので、ここでまず説明させていただきます。

四角の枠で囲みましたイメージ図のまず左側をごらんいただきたいと思います。ここでは医療費の負担内訳を説明してございます。

医療費は、受給者、これは患者さんであったり、あるいは受診者であったり、受給者が直接負担する自己負担の部分と、それから、健康保険あるいは船員保険、共済組合、国民健

康保険など、そういった医療保険者が負担する保険者負担の部分に分かれていることをあらわしております。

次に、その四角で囲ったイメージ図の中の現行というところをごらんいただきたいと思えます。現在の医療費助成制度の医療費助成対象額をあらわしたものでございます。

現在の制度におきましては、受給者が支払った自己負担額の部分から医療保険者から支給されます高額療養費と付加給付を差し引いた額が医療費助成の対象額となっていることをあらわしております。

改正後のところをごらんいただきたいんですが、これが改正後の医療費助成の姿ということになります。

新たに創設されました高額介護合算療養費についても、医療保険者から支給されております高額療養費、付加給付と同様に医療費助成の対象から除いて、それらを差し引いた額を医療費助成の対象額とする改正を行うものでございます。

ここで、改めて高額介護合算療養費の制度について簡単に御説明をさせていただきます。

まず、1の制度創設の趣旨でございますが、これまで医療保険制度それから介護保険制度におきましては、その月に負担した額が医療保険各法あるいは介護保険法の規定により定められた自己負担限度額を超えるときには、その超える額について、医療保険にあっては高額療養費等、それから介護保険にありましては高額介護サービス等費を支給することにより、被保険者の負担軽減が図られてきたところです。

しかし、医療保険による負担と介護保険による負担が長期間にわたり重複する世帯は、高額療養費それから高額介護サービス等費の支給を受けましても、なお重い負担が残る場合があるということでございます。

このようなことから、高額療養費及び高額介護サービス等費の支給を受けても、なお残る医療と介護に係る自己負担を合算した額に、これに負担限度額を設けまして、それを超えた分は高額介護合算療養費という形で支給を行う制度が創設されたというものでございます。

次に、30ページの2のところをごらんいただきたいと思えます。

2の自己負担限度額についてでございます。

これは、対象期間、制度上は毎年8月から翌年7月までの12カ月間というふうにしております。医療と介護の自己負担額の合算額が、その表の中段に所得の区分に応じた表に示した金額を超えたときは、その超えた額が支給されることになるというものでございます。ただし、今年度、施行初年度となる今年度の分の支給に当たりましては、計算の対象期間を制度が施行された平成20年4月から平成21年7月までの16カ月間となっております。この分につきましては、その表の括弧書きであらわした金額を限度額とするというものでございます。

次に、3の高額介護合算療養費の支給例、これは簡単なモデルを使って具体的な計算例を説明させていただきます。

ここでは、70歳以上75歳未満の夫と妻の世帯で、市民税が課税されている一般所得者の世帯の場合を例にとっています。

夫は1年を通じて高額療養費の支給に該当する医療費の支払いがありまして、年を通じた医療費の自己負担額が53万2,800円であったと仮定します。また、妻の方も各月において介護保険法に定める自己負担限度額を超える支払いがあったと仮定しますと、この世帯の自己負担額は年額で44万6,400円となります。この世帯の医療、介護合わせた自己負担額の合算は97万9,200円となりまして、表に示した一般所得者の自己負担限度額56万円を超えているので、その超えた額41万9,200円が高額介護合算療養費として支給されるということになります。

なお、支給額につきましては、医療と介護それぞれの自己負担額の割合で案分しまして、医療保険者から22万8,094円、介護保険者、つまり市の介護保険特別会計から19万1,106円が支給されるということになります。

これが高額介護合算療養費制度の概要と支給の一つのモデルというふうな形になります。

それでは、31ページをお願いいたします。

多賀城市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表により御説明させていただきます。

第1条の規定による改正は、母子・父子家庭医療費助成に関する条例の一部改正でございます。

第4条第1項第4号につきましては、医療保険者から支給される高額介護合算療養費を、高額療養費及び付加給付と同様に、母子・父子家庭医療費助成制度の助成の対象外とするため、「高額介護合算療養費」の文言を加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2条の規定による改正は、乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正です。

第4条第1項につきましては、母子・父子家庭の医療費助成と同様に、高額介護合算療養費を助成の対象外とするものでございます。

次のページをお開き願います。

第3条の規定による改正は、心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正でございます。

第4条第1項第4号につきましては、同じく高額介護合算療養費を助成の対象外とする改正でございます。

それでは、資料1の方にお戻りいただきたいと思います。

附則をごらん願います。

この条例は、交付の日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

18 番昌浦でございます。

高額介護合算療養費制度の実務的なことをちょっとお聞きしたいんですけども、初年度である今年の7月までの16カ月間を計算してですね、支給というのはいつごろになるのかなど。どういうふうな例えば通知をしてですね、申請方法、あるいは支給の方法、支給はいつなのかということ、これを1点聞きたいと思います。

2点目、税務の方にお聞きしたいんですけども、申告ですね、市県民税算出のために申告をされると思うんですけども、この場合、この高額介護合算療養費を受け取った場合は、申告はいかなるのか。というのは、医療費控除というのがありますよね、それとの絡みでどういうふうに扱うのかということ、2点お聞きしたいと思います。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

まず、支給の時期ということになりますけれども、これ、データといいますか、介護と医療と両方のデータが把握されるということが必要ということになりますので、なかなか全体像を今把握するということが必ずしも十分ではございません。というのは、医療保険者につきましては、国保の場合ですとこちらでデータございますけれども、そのほかの社会保険関係やなんかにつきましては、それらのデータをどのような形で取得するかという部分については、まだ具体的に作業的にですね、これ事務レベルではまだ詰まっております。したがって、そういったことの状況を整えながら、これは全県といいますか、法律の制度、法律に基づく制度なものですから、ほかの自治体ともいろいろ協議をしながら作業を進めていく形になるかと思っておりますけれども、9月もしくは10月ぐらいのタイミングになるかというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（菅野 敏）

確定申告の段階で、医療費もしあった場合につきましては、その医療費の領収証等で合計額を医療費の控除額として算出します。ただ、その医療費の中から、先ほど言いましたように、高額療養費、それから保険会社、生命保険会社の方から還付される等ありますので、それについては、その医療費の合計額から差し引きます。控除します。残りの医療費の合計額を医療費の控除額として計算されます。

今回されました高額介護合算療養費、これにつきましては、ちょっとまだ……、県のことなものですから、最終的に高額医療費と同じ格好で、全体の医療費の領収証の合計額から差し引くことになると思います。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

私の質問に、保健福祉部長さん、全体的にわからないということなんだけれども、例えば9月、10月ごろということなんですけれども、そうしたら今の高額療養費制度と同じように、

はがき等含めてですね、いわば申請、そういう形をとるのかという私の質問の後段に関してはお答えがなかったようなので、あえてもう一度手を挙げて質問しているんですよ。

厚生労働省所管のところですね、特に厚生にかかわる部分というのは、何か見ているとね、いろんな制度がどうも走りながら考えていくというふうな制度に見えてしょうがないんです。ですから、この制度は、ある程度、医療保険、いろんな保険者とかなんかで話がもうついていて、こういうふうに支給するんだというふうな路線がもう決まっているもんだと私は思ったもんですから聞いたんですけれども、その辺はまだ本当に未確定なんですか。再度お答えいただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

大変失礼いたしました。

その辺の、先ほども申しあげましたように、まだ作業としては具体的に詰まってない部分がございます。これは全県一律でございます。ですから、そういった部分につきまして、例えば広域連合ですとか、あるいは社会保険の関係ですとか、そういった部分といろいろ詰めていかなくちゃいけない部分はまだ残っていると。そういった部分が固まりまして、どのような周知方法があるかというふうな形になるかというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

18番昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

高額療養費制度も含めてなんですけれども、例えば領収証等をきちんと把握していなければならぬ、これは当然のことだと思わなければならない、こういうこの高額介護合算療養費に該当しそうだという世帯にはですね、あらかじめ、こういう制度があって、7月までの16カ月間ですか、当然領収証等をとっていて、こういう制度があるから後には御連絡しますよみたいなね、市民に対する説明とかなんかというのはされてるんですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

まず、領収証の関係なんですけれども、そもそも対象となる方々は、いわゆる高額療養費を支給を受けてる方々ということになります。高額療養費を受けてるということは、自己負担分がその下にあるということなんですね。ですから、領収証云々の問題ではないんです、これは。いわゆるデータをどうやってこれらをつかむかというふうな部分に今作業レベルでちょっと頭を悩ませてるということです。ですから、そういった仕組みがうまく出てくれば、特に高齢世帯ですね、御老人世帯の場合については、しっかりとそのお知らせをします。手続をとってくださいというふうな形で、その分について支給をしますよというふうな形になるかと思えます。

これ、負担はそれぞれの、先ほど説明しましたように、医療保険者と介護事業者というふうになりますので、介護事業者につきましては多賀城市ということになります。それから、

医療の部分については、いろいろな方々がいますんで、この辺については、それらを統合しないとなかなか捕捉ができないということで、予算上は一応の数量は上げております、新年度予算ですね。ただし、具体的にそれらがどういうふうな状況になるかということについては、もうちょっと時間をかけないと捕捉できなという状況です。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

こういう医療費にかかわる制度ですね、これは本当に、重い負担をほとんどの方は感じております。ですから、この制度、いいなと思ってたんですけども、できるだけ早く支給すると。というのは、16 カ月分の金額、相当大きい金額を皆さんこの対象者は支払っているんだということで、私いろいろ聞いたわけでございます。医療にかかわる制度、それから福祉全般にかかわる制度というものはですね、つくったら速やかに、支給する分は早目にとこののを私理想とするものですから、どうか、これは要望にとどめておきますけれども、できるだけ7月末の締め切った段階で、早い時期にですね、この対象者、対象世帯と言った方がいいのか、そこに支給するように御努力いただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

これは何ていう法律ができたんでしたっけ。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これは国の医療保険制度改革の一環で、大分前に法律改正が行われた部分でございます。ですから、後期高齢者医療制度ですとか、それらと一緒にのタイミングのときにこの辺の話が出てると。施行の時期が平成20年4月1日からというふうにされてた部分でございます。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

これは保険がまたがってて、負担を合算して軽減するというやつだから、当然、払い戻し方式にしかならないですよ。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

ちょっと混同が出てきてしまうんですけども、老人世帯に関してはそういうことになります。今回提案している条例の部分につきましては、自己負担部分もすべて、何ていうん

ですかね、助成がされてますんでね。ただ、助成がされるんですけども、その高額介護合算療養部分だけそこから除かれるという形になるわけなんです。ですから、ちょっと頭混同してしまいますけれども、先ほどモデルで説明した老人世帯の場合ですと、後から支給がされると。自己負担部分について限度額を超える部分については、後から支給がされるというふうな制度でございます。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それから、これは結局保険者負担がふえると、要するに給付の中でやるというふうに理解していいんですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると当然給付額がふえますね。そうすると、その負担がふえるわけだから、当然財源も必要になりますね。それはいわゆる各保険の負担割合に応じて自然に、何ていうか、自然にというか、案分に応じて負担するような仕組みになるんですか。それとも、この制度に対して特別国の補助があるとかという話はあるんですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

ちょっとその部分というふうな形で国の方から手当てがあるかどうかということについては、ちょっと把握しかねているんですけども、いわゆる給付費がふえるということについては、御指摘のとおりであろうかと思えます。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

制度としては必要な制度だし、皆さんに喜ばれると思います。ただ、条例改正とのかかわりで概要説明があったんですけども、本来であれば、国保とか後期高齢者医療だとか、そういうところできちんと説明受けるべきものだというふうに思うんですね。まだ子細はつきりしてないようですので、これはぜひ日を改めて、もっと丁寧な説明する機会をぜひ

つくっていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいんですが、どうですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これ、もう既に平成 18 年の法律改正によって出たものですからという意味もございまして、今回提案している条例改正の部分については、そういった制度ができたんで二重の支払いになってしまうので、その部分は除くというふうな御提案、条例改正の提案させていただいたと。

御要望ですので、何かの機会があれば、高額合算療養費制度についての説明する機会がありましたら、その機会に御説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員、よろしいですか。はい。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 45 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで 10 分間休憩いたしたいと思います。再開は 11 時 15 分とさせていただきます。

午前 11 時 04 分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

○議長（石橋源一）

それでは、再開をいたします。

日程第 6 議案第 46 号 市道路線の認定について

○議長（石橋源一）

日程第 6、議案第 46 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 46 号 市道路線の認定についてであります。これは留ヶ谷一号線外 5 路線を市道として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

それでは、議案第 46 号 市道路線の認定についてでございますが、これら 6 路線は、都市計画法第 29 条による開発行為によりまして帰属を受けた道路でございます。

それでは、議案関係資料 2 の 34 ページをお開き願います。

これは市道認定路線の位置図でございます。

まず、路線番号 793 番、路線名が留ヶ谷一号線で、起点が丸印に接しております旭ヶ岡留ヶ谷線、終点を三角で表示しております。終点には展開広場が設置されている幅員 6 メートル、延長が 72 メートルでございます。

次に、資料の 35 ページをお願いいたします。

路線番号が 794 番、井戸尻二号線で、これは起点が丸印に接しております市道廃寺一号線、終点を三角で表示しております。終点部分には展開広場が設置されております幅員 6 メートル、延長が 185.8 メートルでございます。

次に、路線番号の 795 番、井戸尻三号線でございますが、この起点は今お願いしました井戸尻二号線で、終点を三角で表示しております。終点部分には展開広場が設置されている幅員 6 メートル、延長が 46.8 メートルでございます。

次に、36 ページをお願いいたします。

路線番号が 796 番、待橋二号線で、起点が丸印、終点が三角印でございます。ともに市道待橋線に接しております。幅員は 4 メートルから 6 メートルで、延長が 112.9 メートルでございます。

次のページ、37ページをお願いいたします。

路線番号 797 番、城南一丁目二十三号線で、起点が丸印に接しております浮島線で、終点を三角で表示しております。これも終点部分には展開広場が設置されている幅員 6 メートル、延長が 26.7 メートルでございます。

次に、38 ページをお願いいたします。

路線番号が 798 番、路線名が向山線で、起点が丸印に接しております向山留ヶ谷線で、終点を三角で表示しております。これも終点部分に展開広場が設置されている幅員 6 メートル、延長が 68 メートルでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

6 路線ですけれども、793 番除くと、みんな字名をつけてるんですね。それで、793 番だけ留ヶ谷ということで、いわば宮城郡時代の留ヶ谷村、あるいは大字留ヶ谷の留ヶ谷を使っているんですが、行きどまりの道路で大字名を使って一号線という、何か留ヶ谷を代表する道路みたいな感じするんですけども、株木線程度でもよかったんじゃないかという気がするんですが、その名前のつけた意図というか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

793 番なんですけれども、特に特段の意図はございませんけれども、基本的に、高崎、上の方の 672 番あたりは、同じくやっぱり高崎六号線とか、いろんな意味でつけてございまして、他意はございません。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）はい。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 46 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 47 号 市道路線の変更について

○議長(石橋源一)

日程第 7、議案第 47 号 市道路線の変更についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 47 号 市道路線の変更についてであります。これは、市道栄三号線の起点を変更したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めます。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(石橋源一)

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長(佐藤正雄)

それでは、議案第 47 号 市道路線の変更についてでございますけれども、議案関係資料 2 の 39 ページと 40 ページをお開き願います。

まず、路線番号 499 番、市道栄三号線につきましては、変更前のとおり、昭和 59 年に市道認定を行いまして、当該路線の起点部分、これが、市道工場東三号線のこの用地につきましては、実は東北財務局の方から無償貸し付けを受けておりましたけれども、今回、市道工場東二号線の未供用部分の用地について、ちょっと 40 ページと 39 ページの 87 番、工場東二号線の起点の位置が変わってございまして、未供用部分につきましては今回返却することになったことによりまして、市道栄三号線が市道工場東二号線に接しなくなるということから、起点部分 8.5 メートル分を延長するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(石橋源一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長(石橋源一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第48号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について

日程第9 議案第49号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について

日程第10 議案第50号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について

日程第11 議案第51号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について

日程第12 議案第52号 宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について

日程第13 議案第53号 宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について

○議長(石橋源一)

この際、日程第8、議案第48号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についてから、日程第13、

議案第 53 号 宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についてまでの 6 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 48 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についてから、議案第 53 号 宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についてまでの六つの議案についてであります。これらは、平成 21 年 9 月 1 日に本吉町が気仙沼市に合併することに伴い、各団体を構成する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う各規約の変更等をするることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (石橋源一)

総務部長。

○総務部長 (澁谷大司)

それでは、議案第 48 号から議案第 53 号までの六つの議案につきまして、一括して説明をさせていただきます。

先ほど市長からも説明がありましたように、本吉郡本吉町が平成 21 年の 8 月 31 日に廃止されることとなり、同年 9 月 1 日からその区域を気仙沼市の区域に編入することとなりました。また、同じく気仙沼地方衛生処理組合が平成 21 年 8 月 31 日をもって解散することとなりました。これに伴い、地方自治法の規定により、委員会等一部事務組合及び広域連合を共同設置または組織する地方公共団体の数を減少させ、また当該減少により各規約の変更をすることにつきまして議会の議決を要することとされておりますことから、今回提案する各議案について議決を求めるものであります。

それでは、資料 1 の 24 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 48 号の宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更につきましては、地方自治法 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項本文の規定により議決事項でありますことから、議会の議決を求めるものであります。

次に、26 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 49 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更につきましては、前議案第 48 号同様、地方自治法 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項本文に規定により議決事項でありますことから、議会の議決を求めるものであります。

次に、28 ページをお願いします。

議案第 50 号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更につきましては、地方自治法第 290 条の規定により議決事項でありますことから、議会の議決を求めるものでございます。

次に、30 ページをお願いします。

議案第 51 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更につきましては、前議案第 50 号同様、地方自治法 290 条の規定により議決事項でありますことから、議会の議決を求めるものでございます。

32 ページをお願いします。

議案第 52 号 宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少につきましては、地方自治法 290 条の規定により議決事項でありますことから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、自治センターにつきましては、規約の変更はございません。

33 ページをお願いします。

議案第 53 号 宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更につきましては、地方自治法 291 条の 11 の規定により議決事項でありますことから、議会の議決を求めるものでございます。

各団体における規約変更の詳細につきましては、資料 2 の 41 ページから 46 ページに載せております。新旧対照表で確認をしていただきたいと思います。

なお、議案第 52 号を除く議案第 48 号から議案第 53 号までの規約の変更に伴う附則につきましては、9 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

確認なんですけれども、自治振興センターですね、規約の変更はないということなんですけれども、この辺ですね、ちょっとよくわからないので、丁寧にちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

宮城県市町村自治振興センター規約の中の第 2 条の部分では、組合を組織する地方公共団体というのがあるんですけれども、普通ですと、どこどこ町とか市とかって入るんですけれども、この自治振興センター規約につきましては、第 2 条の中では「組合は、宮城県内

の全市町村（仙台市を除く）をもって組織する」というふうになっているものですから、特に規約の変更はございませんということでございます。以上です。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員、よろしいですか。はい。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより各議案ごとに採決いたします。

まず、議案第 48 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時であります。

午前 11 時 40 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（石橋源一）

それでは、再開をさせていただきます。

日程第 14 議案第 54 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（石橋源一）

日程第 14、議案第 54 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 54 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出にそれぞれ 8,547 万 5,000 円を追加し、総額 172 億 5,787 万 4,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、志引団地十三号線外 1 線道路改良事業費並びに天真小学校屋内運動場ステージ幕購入費及び山王小学校校舎改造工事設計業務委託料の追加補正、道路照明灯の更新に伴う経費及び消火栓・防火水槽修繕費並びにコミュニティ助成事業の採択に伴う自治会への助成金の増額補正であります。

歳入の主なものは、今回の歳出補正予算に計上した志引団地十三号線外 1 線道路改良事業費に係る国庫支出金及び起債の追加補正であります。

なお、詳細につきましては関係部長等から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

初めに、総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、歳出の方から説明を申し上げます。

資料 1 の 46 ページをお開き願いたいと思います。

2 款 1 項 1 目一般管理費で補正額はゼロでございますが、説明欄記載 1 の総務職員人件費につきましては、財源の組み替えでございます。

次に、2 款 1 項 8 目企画費で 220 万円の増額補正であります。これは、地域振興に要する経費として、財団法人自治総合センターが行う平成 21 年度コミュニティ助成事業の募集において、高崎自治会が行う一般コミュニティ助成事業として採択を受けたため、今回補正を行うものであります。

次のページをお願いします。

8 款 1 項 1 目土木総務費で補正額はゼロでございますが、説明記載欄 1 の土木管理職員人件費につきましては、財源の組み替えでございます。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

次に、50 ページをお開き願います。

8 款 2 項 2 目道路維持費で 656 万 3,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは老朽化した照明灯の撤去及び再設置に要する 9 基分の工事費でございます。

次のページお願いいたします。

8 款 4 項 1 目都市計画総務費で 5,750 万円の増額補正をお願いするものでございますが、主なものは 15 節の工事請負費で 5,620 万 1,000 円でございます。これは、今回繰り越ししました志引団地十三号線外 2 路線の道路改良事業と同様に、歩行者が安全に歩行できる

よう勾配を極力なくすため、マウンドアップ歩道からフラット型の道路に改良するもので、前回に引き続きまして西側の清水沢多賀城線までの 150メートルの区間及び東側の志引踏切までの約 160メートルの区間を延伸するものでございます。

○総務部長（澁谷大司）

次の 54 ページをお願いします。

9 款 1 項 2 目消防施設費で 485 万 4,000 円の増額補正を行うものでございます。これは 1 の消防水利維持費のうち修繕に係る費用でございます。本年 4 月に市内一円の消火栓及び防火水槽の現況調査の結果、修繕を要する施設が 23 カ所発見されたことにより、消火活動に支障を来すおそれがありますので、今回計上するものでございます。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

次のページをお開き願います。

10 款 2 項 1 目学校管理費で 1,161 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

まず、1 の天真小学校地震補強事業費で 961 万 8,000 円の増額でございます。天真小学校の地震補強事業及び大規模改修事業は、平成 20 年度の繰越事業として平成 21 年度及び 22 年度にわたって行う予定でありますが、体育館につきましては平成 21 年度内に完成する予定で作業を進めております。

今回の補正につきましては、体育館のステージ幕に係るものでございますが、学校側から 11 月 21 日に予定されている学芸会にぜひ間に合わせてもらいたいとの御要望がありますことから、今回補正をお願いするものでございます。

次に、2 の学校施設改修事業費（小学校費）で 200 万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、山王小学校の平成 22、23 年度の入学児童数の増加に伴い普通教室の不足が見込まれますことから、図工室や少人数教室等の校舎の改修設計を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

3 項 1 目学校管理費で 54 万円の増額をお願いするものでございます。

説明欄記載のスクールソーシャルワーカー活用事業は、平成 20 年度から文部科学省が、近年の児童・生徒の間で起きている数々の問題行動が家庭や学校、友人や地域社会など児童・生徒を取り巻く環境と複雑に絡み合い、特に学校だけでは解決困難なケースも多くなっていることから、社会福祉士等の専門家をスクールソーシャルワーカーとして配置し、関係機関と積極的に連携することで問題解決に取り組んでいくことを目的として実施されるものでございます。宮城県でも平成 20 年度からモデル事業として実施しており、今年度の事業採択の内示を受けたことから増額補正となったものでございます。

なお、配置予定は 1 名で、年間の勤務時間数は約 200 時間程度、1 日 8 時間換算で約 25 日の勤務を予定しております。

次のページをお開き願います。

4 項 6 目図書館費で 140 万円の増額をお願いするものでございます。これは、6 月末をもって図書館の職員 1 名が退職することに伴い、臨時職員を採用し対応するもので、主なもの 7 節賃金でございます。

次に、9目埋蔵文化財調査センター費で80万円の増額をお願いするものがございます。これは、市長が行政報告でも申し上げましたが、これまで長い間埋文センター常設展示室において展示してまいりました人面墨書土器のレプリカを作製するものがございます。

この人面墨書土器につきましては、市内出土の貴重な遺物として平成17年11月1日付で市指定文化財に指定し、今日に至っているものですが、このたび所有者である東北学院大学から返却の要請があったため、文化財保護委員会に諮問し指定が解除されたものがございます。また、文化財保護委員会からは、人面墨書土器は多賀城を代表する貴重な資料であることから、ぜひレプリカを作製し今後も展示することが適当であるとの御提言をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

以上で歳出の説明を終わります。

○建設部長(兼)下水道部長(佐藤正雄)

次に、歳入の御説明を申し上げます。

42ページをお開き願います。

14款2項2目土木費国庫補助金で2,360万円の増額補正でございます。これは、歳出でも御説明いたしましたまちづくり交付金事業の市道志引団地十三号線外1路線の道路改良事業に係る補助金でございます。国からの増額内示によるものがございます。

○副教育長(兼)教育総務課長(鈴木健太郎)

3目4節社会教育費補助金、説明欄1の(1)市内遺跡埋蔵文化財保存活用整備事業で40万円の増額補正をお願いするものがございます。これは、歳出で御説明申し上げました人面墨書土器のレプリカ作製代に係る事業費80万円の2分の1が国宝重要文化財等保存整備費補助金として補助されるものがございます。

○選挙管理委員会事務局長(鈴木典男)

次に15款3項1目3節選挙費委託金で60万2,000円でございます。これは投票人名簿システム構築交付金でございます。日本国憲法の改正手続に関する法律、いわゆる憲法改正国民投票法が平成22年5月18日から施行されることに伴い、国民投票が行われる場合の各市町村のシステム構築に係る費用を国が負担するものがございます。本市におきましては、平成21年度中に現行システムを職員が自己改修することによってその構築が可能であることから、それに係る時間外勤務手当分として60万2,000円の交付を受けるものがございます。

この交付金につきましては、当初予算編成時点では交付要綱が確定していなかったものがございますが、今回確定したことにより計上したものがございます。

なお、歳出につきましては、総務課情報化推進係で構築するため、2款1項1目の職員手当等から支出いたしますので、財源の組み替えをするものがございます。

○副教育長(兼)教育総務課長(鈴木健太郎)

2目2節中学校費委託金、説明欄1のスクールソーシャルワーカー活用事業委託金で54万円の増額補正をお願いするものがございます。これは歳出で御説明申し上げましたスクールソーシャルワーカーが配置されることに伴い補助されるもので、補助率は10分の10でございます。

○市長公室長（伊藤敏明）

次に、18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては 2,201 万 5,000 円の増額補正をお願いするものでありまして、歳出で御説明を申し上げました各事業に対する不足財源を補うためのものがございます。

なお、当該補正後の財政調整基金の平成 21 年度末残高は 7 億 4,950 万 9,000 円となる見込みでございます。

次のページをお願いします。

次に、6 目教育施設及び文化施設管理基金繰入金であります。歳出で御説明を申し上げました天真小学校地震補強事業費の学校用備品購入費に充当するため、961 万 8,000 円の増額補正をお願いするものがございます。

なお、当該補正後の教育施設及び文化施設管理基金の平成 21 年度末残高は 7 億 3,811 万 8,000 円となるものがございます。

○総務部長（澁谷大司）

次に、20 款 5 項 3 目雑入で 220 万円の補正ですが、これは、歳出でも申し上げましたとおり、財団法人自治総合センターが行う平成 21 年度コミュニティ助成事業の採択を受けるために、歳出と同様、補正を行うものであります。

○市長公室長（伊藤敏明）

次に、21 款 1 項 2 目土木債であります。2,650 万円の増額補正をお願いするものであります。これは、2 節のまちづくり交付金事業債で、歳出で御説明いたしました志引団地十三号線外 1 線道路改良事業に係る地方負担分 3,540 万円に対して、起債充当率 75%の額 2,650 万円を増額補正するものがございます。

ここで、恐れ入りますが、38 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正でございますが、ただいま御説明いたしました地方債の補正をお願いいたしまして、2,650 万円増額の 12 億 2,230 万円とするものがございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前の内容と同じでございます。

また、今回の地方債等の補正後のプライマリーバランスでございますが、元金ベースでは 5 億 7,397 万円の黒字、元利ベースでは 9 億 7,218 万 6,000 円の黒字となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。13 番吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

歳入歳出一括でよろしいでしょうか。

○議長（石橋源一）

はい。

○13 番（吉田瑞生議員）

60 ページから 61 ページの文化財にかかわることについてお尋ねいたします。

人面墨書土器のレプリカ作製に関することですが、東北学院大学とのそもそもの経緯、そして今日的な取り扱いの経過について、まずお尋ねいたします。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

それでは、この人面墨書土器につきましては、時系列的にちょっとお話をまずさせていただきたいと思えます。

年代は不詳ですが、昭和 30 年代に砂押川の改修の際に、学院大学の先生が砂押川の改修から採集したということで、昭和 62 年に埋蔵文化財センターの展示室開館に伴いまして東北学院大学より借用しているということでございます。

その後、平成 17 年に、要は多賀城市にとっては、非常に多賀城を代表するようなすばらしい遺物だというふうなことで、平成 17 年 3 月 17 日に文化財保護委員会において市指定の提案をさせていただきました。その後、同じく 17 年 9 月 9 日に諮問をし、9 月 16 日にその答申を受理しております。

その後、今日まで毎年ですね、1 年契約というふうなことで、自動更新という契約のもとに今年度まで至ったんですが、昨年、21 年 3 月 31 日をもっていわゆる寄託を終了する旨の文書を東北学院大学の方からいただきました。

その後ですね……、文書をいただいたのはもうちょっと前、ちょっとお待ちくださいね。文書をいただきまして、その後、何とかもうちょっと、多賀城市としては非常に大切な遺物でございますので、何とか多賀城市の方で展示させていただけないかというふうな申し入れをしましたが、実は学院大学さんの方でもですね、そういった施設を、今年度、資料館を建設して、学院大独自の資料館の方に展示したいというふうなことでございまして、やむなく多賀城市といたしましては借りていたものを返すと、こういうふうな事態に至ったわけでございます。現物につきましては、もう既に 5 月 19 日に学院さんの方に返却をいたしまして、その返却の受領証をいただいているところでございます。

あとは、先ほど申しましたように、であれば、ぜひレプリカを作製して継続して展示するべきではないかというふうなことの……。ホームページの方にドッキーということでマスコットキャラクターがあるんですが、あれもこの人面墨書土器からとっているというふうなことでございます。以上です。

○議長（石橋源一）

13 番吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

事の経緯は承知しました。当然、多賀城市の文化財の保護委員会でも協議をされている扱いになっているのではないかなと推察するわけですが、幾つかお伺いしますが、一つは、ただいまも説明ありましたとおり、昭和 17 年の段階において市指定の文化財として定めて

いる。平成ですね、失礼しました。平成 17 年に市指定の文化財に指定されている扱いについては、どうされているのか。

それから、東北学院大学との話で、これは前々からそのような形で、寄託終了ということがされていたとは私承知していなかったんです。実は更新していたもんですから、もう継続的にですね、そういう方向で多賀城市を代表するような人面墨書土器としての遺物としての多賀城のいわゆる誇りの一つとして取り扱われてきていたし、全国的にも市指定の文化財として公に多賀城市を代表するものとしてポスター等でもあrawしながら、文化庁との兼ね合いにおいても、それらのことをあわせて、多賀城市を紹介するものとしてそれらのポスターにも写真であrawして扱ってきたというようなことなので、もう少し東北学院大学との交渉の経緯で何とかならなかったのかという面についてですね、多賀城市の主張などを当然述べられていると思いますが、学院大学側のどうにも至らなかったその経緯の問題点について御紹介願えませんか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

実際に担当しました文化財課長の方から答弁させます。

○議長（石橋源一）

文化財課長。

○文化財課長（高倉敏明）

議員御質問の人面墨書土器のことにつきまして申し上げますと、人面墨書土器につきましては、議員も御承知だと思いますが、砂押川の改修工事で、昭和 30 年代と言いますが、恐らく 34 年から 37 年の間に採集されたものでございまして、長い間東北学院大学の方に保管管理されてきた資料でございます。

この資料につきましては、学界あるいは多賀城を代表する遺物というふうな形で取り扱われてきたことは御承知のことと思いますが、学院大の方から、埋蔵文化財調査センターを昭和 62 年に開館するに当たって、多賀城を代表する遺物でもありますので、それを借用して展示してきたわけでございます。その当初から、この資料の所在あるいは所有につきましては学院大学というふうな形での取り扱いを行ってまいりまして、平成 6 年に、文面というか、書面の取り交わしをしております、学院大学の方から寄託をしていただくこと。埋蔵文化財センターの方に保管管理をさせてほしいというふうなことで、寄託資料として扱いをしてまいりました。これがですね、文化財保護委員会の方で、市の指定物件としてふさわしいのではないかというふうなことをお話いただきまして、それで、その市の指定文化財にするに当たって、所有者である学院大学の方から同意をいただいて、そして指定にしたという経緯を持っております。

したがいまして、この資料につきましては学院大学の所有というふうな形で扱ってきておりますので、先ほど副教育長の方から御説明のあったような経緯の中で、学院大学として、大学の博物館を開館するというに当たりまして、この際、返却をしていただきたいと思いますというふうな申し入れがありました。当然、御説明のとおり、何とかその辺ならないものかというふうなことも考えたわけですが、その所有は学院大学でございますので、所有者から返却の申し入れをいただいたというふうなことで、そういう手続をとっております。

これはですね、市の文化財保護法に規定がありまして、指定物件、指定は文化財保護委員会に諮問して答申をいただくことになっております。文化財保護条例の第3条に「国または県の指定する文化財以外で市の区域内に存する文化財のうち、特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、多賀城市指定文化財に指定することができる」というふうなことでございますので、あくまでも市の市域内にあるものというふうな限定がされております。今回、市外に移動するというふうなこともありまして、先般、保護委員会の方にこれをお話をいたしました。保護委員会の方では、そういう規定に基づいて、返却せざるを得ないであろうというふうな形になりました。そうなりますと、やはり移動したものですから、今後の事務処理としては、指定解除というふうな形をとらざるを得ないということで、指定解除に向けて委員会等も開いて、事務的に進めていきたいというふうな考えております。

○議長（石橋源一）

13番吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

事の経緯はわかりましたが、もう1点だけ伺います。

ただいまの説明にもありましたけれども、ここのところどうなんでしょうね。平成6年に寄託を受けた段階の当然書面にての取り扱いがされていると思いますが、その条件にですね、返却することの旨の条項などが挿入されているのかどうか、それはなかったのかどうか。今日的な段階で申し出があって返却するに至ったというようなことなんです。その平成6年時点におけるその段階での取り扱いの内容については、その辺はどういう表現というか、扱いというか、されているのでしょうか。

○議長（石橋源一）

文化財課長。

○文化財課長（高倉敏明）

その段階の文書のやりとりの中では、あくまでも寄託という、学院大学の方の所有のものを多賀城市の方に寄託をさせてほしいというふうな内容の文面でございます。寄託の期間は更新をしていくというふうな形の取り扱いでございます。ですから、その時点で、返却、いつまで返却するか、そういう文言だとか、そういうことについては一切記載はしておりませんので、所有者から返却の申し出がない間はですね、寄託資料として展示・活用していきたいというふうな内容で取り交わしをしております。

○議長（石橋源一）

13番吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

寄託ですから、当然東北学院大学に所有権があるわけで、申し出があれば、更新の扱いをしてきたとなればですね、それはその意に沿わなければならない扱いにはなるんだろうと思います。わかりました。

先ほど来、今後の取り扱い等含めて、内外に対してもきちっとした説明なり考え方を明示していただくというようなことにも御尽力を願いながら、要望としてお願いをしておきます。以上です。

○議長（石橋源一）

13 番吉田議員、要望でございますね。（「はい」の声あり）はい。

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

資料 1 の 59 ページなんですけれども、スクールソーシャルワーカー活用事業関係経費ということになっております。これ、御説明では社会福祉士の方をお願いするということなんですけれども、何分にも年間 200 時間、8 時間とすれば 25 日という勤務ということでございますけれども、この福祉士さんはどのような方というか、市内在住の方なのか、あるいはどちらかの、何ていうのかな、組織に属されている方をお願いするようになるのか、まずこれ 1 点です。

2 点目に、例えば市内は小中で 10 校ございます。これは何か問題行動があった児童・生徒の事例に対処していくのかという 2 点、ちょっと具体的に御説明いただきたいと思えます。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

具体的な内容につきましては、学校教育課長より説明させます。

○学校教育課長（小畑幸彦）

御質問にお答えいたします。

どういふ方かということでもございましたけれども、それは県の方から紹介されるということになっております。

第 2 番目の御質問でございますけれども、配置する学校は東豊中学校に配置はいたしますけれども、全市を見ると。東豊中にですね、籍というか、場所を置きまして、そして全市のスクールソーシャルワーカーということの仕事をすることになっております。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

県の方からの御紹介ということなんですけれども、時給に直すと 2,500 円なんです。それで 25 日間だけの勤務、少な過ぎるなというのが、ちょっと私、筆算で計算してて思ったんですよ。例えば 25 日だけで多賀城市内のすべてを網羅できるのかな。確かにやらないよりはいいんでしょうけれども、その点はどうお考えですか。25 日という日にちは当然県の縛りとしてあるのかどうか含めてですね。

○議長（石橋源一）

学校教育課長。

○学校教育課長（小畑幸彦）

お答えします。

先ほど副教育長が 8 時間という話をいたしましたけれども、実は勤務条件が 1 日 3 時間から 4 時間、週 1 回から 2 回程度ということで、年間 200 時間程度、25 日以上ということに規定されております。今回の場合、初年度ですので、4,000 円というような積算で来ております。以上でございます。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

はい、わかりました。それであれば、このスクールソーシャルワーカーですね、活用して、児童・生徒の健全な育成を図っていただきたいと思います。

そこでなんですけれども、これですね、今補正で出てきておりますけれども、いつごろから配置されてらっしゃるのか、そして、あるいは仕事をもう始めてらっしゃるのか、あるいはこれからなのかだけちょっと御説明いただきたいのと、将来のことを言うのもなんでもございますけれども、市独自でこの制度というものを、県の補助じゃなくてですね、独自にやっていく可能性というのはあるのかどうか、その 2 点をお答えいただきたいと思ます。

○議長（石橋源一）

学校教育課長。

○学校教育課長（小畑幸彦）

お答え申し上げます。

まず、前後しますけれども、市として続けていくのかという話でしたけれども、これは今年度、予算ですね、県全県 10 市についているわけでございます。それで、あくまでも試行期間みたいな、調査期間ということでございますので、来年度はどうなるか今のところこれ課題でございます。

もう一つは……（「いつごろから」の声あり）申しわけございませんでした。

まだ東豊中には赴任しておりません。それで、20 年度から始まった事業でございまして、7 月の下旬あたりから勤務をするというようなことになっております。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

確かに副教育長さんの御説明では、平成 20 年度からの県のモデル事業と最初に説明されております。ですから、確かに今の学校教育課長さんの答弁で、県のモデル事業云々というの、それはわかっておるんですよ。ですけれども、これを今般ですね、今年度、多賀城市が受け入れたならば、やはりこの制度は市単独でも続けていってほしいなと私は思うもんですから、先ほどそのような質問をしたわけでございます。その点はもう一度御回答いただきたいと思ますが。

○議長（石橋源一）

学校教育課長。

○学校教育課長（小畑幸彦）

予算が伴うことですので、財政当局と相談をしてですね、考えていくべきだと思っております。

○議長（石橋源一）

昌浦議員、よろしいですか。はい。

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

先ほど吉田議員が取り上げました人面墨書土器の件ですが、多賀城から出土して、多賀城市と学院大は協力協定関係にもあると。そういう中で、何とかならなかったのかなという釈然としない思いはあります。ただ、所有者の意向ですので、それは聞かざるを得ないということになると思うんですが、ちょっと私お聞きしたいのは、発掘によって出てきた遺物の所有は何によって決まっているのかと。法的にはどういう所有関係になって、あるいは法律ではないけれども、考古学界の中での慣行として、掘り出した人のものになるということになっているのか、その辺をちょっと解説、仕組みを教えてくださいなすけれども。

○議長（石橋源一）

文化財課長。

○文化財課長（高倉敏明）

現在でも市内各所で調査をしておるわけですが、発掘された埋蔵文化財につきましては、これは国に寄託になるわけですが、私ども、それを保管したいというふうなことの届け出をいたします。法的には遺失物の取り扱いを受けますので、ですから所有のないものですから、そういうものについては保管を、届けを出して保管管理をすると、したいというふうなことで、そういう事務手続をとった上で、多賀城市の方に保管管理をするという形を現在の法的にはとっております。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

そうすると、学院大のものになってしまったということは、そのもの自体は国のものだけれども、学院大がその手続をとったために、学院大のものになったんだというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（石橋源一）

文化財課長。

○文化財課長（高倉敏明）

そんなふうに理解していただいて結構と思います。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それから、もう一つは、こういう問題というのは今後は起こり得ないというふうに理解していいのかどうかということです。要するに、多賀城の中からこういうものが出てきましたと。見つけた人が手続して、おれのものだというふうなことは今後は起こり得ないのかどうかということなんですけれども。どうも今だったら文化財課が一元管理しているような気がするので起こり得ないような気もするんですけども、いわゆる埋蔵文化財行政がまだきちんと確立していなかった時期なのでそういう問題が起こって、今後起こり得ないものなのかどうかというあたりをちょっと確認したいんですけれども。

○議長（石橋源一）

文化財課長。

○文化財課長（高倉敏明）

御指摘のとおり、当時はそういう法的な体系といいますか、しっかりしてなかったということもありますし、発掘、遺物でないというふうなこともありますので、その当時、発見された方あるいは採集された方がそういう扱いをしてきた。大体そういうふうにして扱われてきてる遺物が多いんでございますが、現在では遺跡で例えば発掘したものについては発見届というものを出します。発見届を出して、それについて一度届けを出した上でですね、保管管理をしたいというふうな形での事務手続をとるというふうなことからすると、そういう形で今後出土物については管理されていきますので、恐らくこれからはそういうことは余り起こり得ないだろうというふうに思いますが、以上です。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それから、社会教育費に関連してちょっとお尋ねするんですが、予算議会のときに市長が「社会教育は本来市長部局がやるべきものだ」という発言をして、私、それはおかしいんじゃないかということで、市長は取り消しをされました。ただ、考え方自体は変えようとしませんでしたけれども、発言自体は取り消されました。

それで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に、第 24 条の 2 で「前 2 条の規定にかかわらず」、要するに、23 条に教育委員会の所管が書いてあって、24 条に地方公共団体の長の所管が書いてあって、けども 24 条の 2 で「条例つくれば、スポーツに関すること、文化に関することは市長部局に移せるんだ」というふうに書いてます。そういう議論が予算議会のときにありました。

それで、私、まず教育長さんにお答えいただきたいんですけれども、この問題について、教育委員会はその後何か検討されましたか。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

先般、市長のそういうふうなお話があったわけではありますが、生涯学習、もちろん社会教育もそうですが、これは教育委員会の中ではですね、それぞれの社会教育委員、その他の教育委員会というのもありますので、そういうふうな、今の時点でですね、法的にいろんな新しい法整備もなされていきますが、このことについては、現在といいますか、そういうふうな各委員会を通過して論議をしておりますので、おりませんといいますか、今のところそういうふうな、事務局としてはですね、考えておりません。

なお、先般の社会教育委員会の中でもですね、議論が沸騰したわけではありますが、そういうふうな論議に対する賛同を得るような話は含まれておりませんでした。以上です。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

私、別に急げって言ってるわけじゃないんですよ。こういうのは慎重に検討しなきゃいけないんです、慎重に。再度お伺いしますが、教育委員会の事務局内部で検討してですよ、一定の結論が出たというような事実はありますか、教育長。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

恐らく教育委員会の中のある会議で意思の統一というふうな言葉を指しているのかと思うんですが、今どういうところに教育委員会が置かれているかというふうなことになると思います、行政改革プランというふうな流れの中で、市民協働というふうな、まちづくりをですね、施行している、これは事実であります。そういうふうな中で、教育委員会がですね、それに背を向けて全く無関心でいられるはずがないわけでありまして、そういうふうなものですね、今後どういうふうなすり合わせをしながら、しかも社会教育委員さん、あるいは教育委員さんなどですね、議論の中でアドバイスをいただきながら、このすり合わせをしていくかというふうなところでありまして、今、教育委員会がですね、全くやるべき仕事、あるいは役割、あるいは教育委員会の魂を丸投げしてね、やっているような状態ではありません。以上です。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

私はそういうことを聞いてるんじゃないんです。教育委員会の事務局の中で、この第 24 条の 2 に基づく措置について、何らかの検討をして、一定の結論を得たという事実があるのかということ聞いてるんです。

私はこの問題についてはね、極めて重要な問題なので、そんなに急いでね、ばたばた結論出すような問題ではないと思ってるんですよ、この問題については。だから、検討してないからといって別段ね、教育委員会は何してるんだとかって言うつもりはさらさらないんです。これは本当に慎重にやらなきゃいけない問題なんですから。ただ事実関係だけを聞いてるの、私は。教育委員会の事務局の内部で、この問題について何らかの検討して、一

定の、事務局内で一定の見解の統一が見られたというふうな事実があったのかということ
を聞いているの。イエスかノーかだけ言ってもらえばいいです。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

このことについて、意思の統一といいますか、きちっとした統一してることについては別
なことでありまして、このことが即、検討して意思の統一というふうなことではありませ
ん。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

ちょっともう少し端的にお答えいただきたいんですけども、事務局内で話し合った経過
があったのかどうかと、まず一つね。それから、事務局内で話し合ったときに一定の結論
が生まれたのかどうかと、それだけ答えてもらえませんか。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

かかる質問についての結論には達しておりません。（「検討はした」の声あり）検討はし
ておりません。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

私は当然だと思いますよ。ことしの春の予算議会で話題になってね、そんな軽々に結論出
すような問題じゃないですよ、これは。それは教育長の認識です。

ところが、4月の24日の文教厚生常任委員会の際に、社会教育施設のアウトソーシング
のときに、社会教育施設のアウトソーシングについてということで常任委員会に教育委員
会から出席をしまして、そして、昌浦委員が社会教育の市長部局への移管についてどうい
うふうな認識なんだということを聞いているんです。わざわざ昌浦委員は「ずばりお聞きし
ますが」と言ってね、ずばりお聞きしますがと言って答弁求めているんです。ところが、そ
れに対して副教育長は、「その方向で事務局内では一致してございます」という答弁をし
ているんですよ。その方向というのは、だれが考えても「社会教育を市長部局に移すとい
うことについては事務局内では一致している」という答弁にしかならないんです、これは、
前後の質問の経過からいって。そうすると、教育長がわからないところでですよ、副教育
長が勝手に会議を開いて、一定の結論を得たということになっちゃうんですよ。それは一
体どういうことなのかと。

お茶飲み話で言った話じゃないですよ。文教厚生常任委員会を開いて、そこに教育委員会を代表して副教育長が出席をして、昌浦さんが「ずばり聞きます」とずばり聞いて、ずばり答えてるんですよ、その質問に。これはどういうふうに理解すればいいのかと。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

それでは、その当時のですね、私もちょっとテープを起こしましたので、ちょっとだけ時間をいただいて、その前後をですね、御説明させていただきたいと思います。

まず、常任委員会の方に社会教育施設のいわゆるアウトソーシング、外部化についての進行状況について説明を求められたことから、いろいろ資料をつくりまして、4月24日現在の進捗状況を常任委員会の皆様に御説明を申し上げたと、こういうことでございます。

そのときの資料につきましては、冒頭で生涯学習課長が昨年9月というのは、9月の議会に委員会の方でいろいろ問題視されて、議会の皆様から御提案をいただいたということ御記憶あるかと思いますが、そのときとさほど進捗状況としては変わりありませんというふうなことで、昨年の9月定例会から4月24日までに何度か社会教育委員会議を開きまして、いろいろ問題をですね、整理させていただいてるんですが、まだ結論まで導いているものではないということで、当時、去年の9月の段階での内容が今でも生きてますよというふうなお話で話を、説明をさせていただきました。

そのときのですね、お話のちょっと内容なんですけど、アウトソーシングにつきましては、これまで平成19年に教育委員会独自でアウトソーシング推進指針というのをつくりまして、平成20年度になってから内容を見直ししております。それが11月です。その段階での指針では、大代地区公民館については、このように記載されています。「市民活動団体（大代地区コミュニティ推進協議会を想定）を指定管理者として委託する。コミュニティセンターに機能、名称を変え、市長部局に移管する。市長は住民主体による地域経営手法として地域協議会の設置を進めるよう表明しているが、協議会の拠点施設としてコミュニティセンターを位置づける構想がある。社会教育事業については出前講座等として生涯学習が担う」というふうなことで、このような一つの案として、これまで社会教育委員さん方にこの案でいろいろ御協議をいただいと。その結果については、いろいろ課題もありますし、最後にですね、現時点——現時点というのは4月24日時点です、「図書館協議会や社会教育委員会議での議論を継続し、双方の理解が得られた内容で市長部局とすり合わせを行い、その後、教育委員会に提起し、最終的な意思決定にしていきたい」ということなんですけど、いわゆる一つの素案として、例えば……、その後ですね。こういうふうなことでまず課長が説明をしております。

その後ですね、昌浦議員さんのちょっと私もテープを起こしましたので、聞いていただきたい。ちょっとニュアンスというか、言葉じりは違うかもしれませんが、趣旨としてはこんなお話でした。

「大代、山王地区公民館については、平成21年度、地域コミュニティ課で調査費を計上した説明を過日の予算委員会」、これは多分第1回の定例会だと思います。「受けましたが、私個人といたしましては、社会教育というのは教育委員会が実施していくということが基本中の基本であると思います。それを住民主体による地域協議会の設置でやっていく、地域コミュニティセンターにして市長部局に移管するというこのようなんですが、この2施設

について、教育委員会としては移管するという事で内々的に同意をしているのかどうか
「ぜひお聞きしたい」ということで質問がありました。

私は「結果としてその方向性で進めていきたいということで教育委員会で意思統一を図っ
ているところでございます」というふうな回答を申し上げました。この中には、「ぜひ
お聞きします」と言われたので、できるだけ手短にお答えしたんですが、社会教育委員会
の中でもですね、いわゆる市長部局の方と……、教育委員会だけがやるのではなくて、地
域の皆さんがその施設を自分たちの施設として受け入れてもらえるという条件がその前に
あるはずですよ。ですから、一つの素案として、例えば大代地区のコミュニティ推進協議会
が、私たちは受けていいですよ、いわゆるいろんな各方面のいわゆる三者三様の考え方が
一つにまとまって、地域で運営していけるような、そういうふうな土台ができましたら、
施設を教育委員会が手放さないのではなくて、その折には市長部局の方に施設を移管して、
地域の方々に管理運営していただくというのはよろしいんじゃないかと。こういうふうな
意味合いで、そのときに、皆受け皿がそろったのに、教育委員会は例えば手放しませんよ
と、必ずしも社会教育法の中でいう公民館としてずっといつまでも放しませんよと、決し
てこういうことではありませんと。要は、すべての方々の同意が得られれば、教育委員会
としては市長部局の方に移管をしても、それが市民の方々のためにとってプラスになるの
であれば、そういった形で教育委員会は皆さん、教育長も初め、みんな思ってますよと、
そういうふうな意思の内容の回答ということで御理解をいただければと思います。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

随分長々と答弁ありましたけど、個々の施設をアウトソーシングすることと、いわばこ
この社会教育分野を市長部局に移すこととは次元が違う話なんですよ、これは。だから教育
長は先ほど、そういうことはまだ話し合ってもないし結論も出てないんだと言ってるわ
けでしょう。私もテープ3回ぐらい聞いたんですけど、昌浦さんの質問は、明らかに「地方
教育行政の組織及び運営に関する法律」を意識した質問だったと私は思いますよ。あなた
すりかえてるの、それを。

それから、いいですか、例えばですよ、図書館をアウトソーシング例えばしたとしてもで
すよ、それが教育委員会の手を離れるかといったら、そういう問題じゃないでしょう。違
いますか。アウトソーシングしたってね、管轄は教育委員会なんですよ。だけど、昌浦さ
んが聞いたのはね、予算議会での問題を意識して、いわゆる法に基づく所管がえをどう考
えるんだって聞いてるんですよ、明らかに。あなた答弁すり違えてますよ、全然。だから
教育長はね、検討もしてないし結論も出てないと答えてるんです。あなたは何をへらへら
しゃべってるの。次元が違う話なんだ、これは、個々の施設をアウトソーシングする話と
社会教育を教育委員会から市長部局に所管がえするっていうのはね、次元が違う話なん
ですよ、これは。いいんですか、こんな教育長が知らない間にそういうことを、教育長が知
らないところをね、そんな勝手に副教育長がそういうことをしゃべっちゃっていいんです
か。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

副教育長さんのところ、余りですね……、一生懸命やっております。

それは別にしましてですね、今、教育委員会の管轄の二つの公民館、今取り上げられてるのね、この公民館のいわゆる生涯学習、社会教育、この役割をすべて市長部局にやるというふうな話し合いはしておりません。ただし、先ほどもお話ししたように、まちで進める市民協働のまちづくりというふうな観点からすると、それに背を向けたりというふうなことはあり得ないわけでありまして、どういうふうなまちづくりに教育委員会として……、役割を皆市長部局にやるんでないですよ。教育委員会としてどういうふうなすり合わせをしながら市民協働のまちづくりにかかわっていけるのか。あくまでもですね、かかわった場合は、その所管は教育委員会にありますので、当然、そのかかわりの中で社会教育委員のその点検なりですね、危惧する問題が十分に納得いくようなことでなければですよ、これは進められないわけでありまして、いわゆるそういうことです。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

私、副教育長にね、率直にお答え願いたいんだけど、どう聞いたってね、所管がえするんだと言ってますよ、あなたは。個々の施設についてじゃなくて、昌浦さんは個々の施設のこと言ってるんじゃないんだから。あなた、あの答弁で正しかったとあくまでも言い張るんですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

私といたしましては、社会教育事業そのものは教育委員会の事業としてそのまま残しますし、建物、館そのものの管理運営等につきましては、これからの検討課題であり、条件が整えばそれは移管してもよろしいというふうに私は思っております。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

教育長は今の答弁どう思うんですか。そこまで教育委員会の中で検討してるんですか。あなたの、副教育長の発言はね、副教育長の発言だからね、一職員の発言じゃないからね。教育長と副教育長の認識は一致してますか。そこまで教育委員会の内部で検討してるんですか、一体。だれの権限で副教育長はそういうこと言ってるの。（「議長、議事進行」の声あり）まあいいや、はい。議事進行ね。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員、21 番から議事進行という声がありました。（「じゃあ休憩しよう、1 回」「ちょっとそのことで発言ありますから発言させてください」の声あり）・じゃあ、21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

今の双方の質問、答弁を聞いてると、かみ合っていない。ですので、暫時休憩をして、教育委員会の統一見解を明らかにすべきだと思います。そうじゃなければ、この議論は幾ら続

けていってもなかなか解決の方向は出てこないのではないかというふうに思いますので。教育長と副教育長の答弁を聞いてると、どうもかみ合っていない。質問に対して適切に答弁されていないような気がしますので、そういう取り計らいをしていただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

それでは、暫時休憩……。 （「検討してほしいことあるので、もう1回」の声あり）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

今の件と一緒にね、もう1点ね、私は教育委員会に明確な回答いただきたいんですけどね、ことしの2月と3月にね、社会教育委員の協議会開いてるんですよ。そのときに副教育長はね、社会教育施設のアウトソーシングの目的は——目的の一つにだね、目的の一つにね、職員OBの受け皿のためもあるんだってというようなことを言ったということで話題になってます。私は副教育長がそういう発言をしたということを複数の方から聞いております。私は、アウトソーシングが市役所職員の受け皿のためにするのが一つの目的だっていうんだったらね、全く理解得られないと思いますよ。そのことについてもね、そういう事実があったのかどうか。ちょっと私はその点についても、どういう意図の発言だったのか解明をお願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

解明ですが、ただいま答弁を求めますか。 （「暫時休憩」の声あり） 暫時休憩……。

○10 番（藤原益栄議員）

それも一緒に休憩中にね、どういうことだったのか……。

○議長（石橋源一）

暫時休憩をいたします。

午後2時13分 休憩

午後2時29分 開議

○議長（石橋源一）

それでは、再開をいたします。

初めに、副教育長より発言を求められておりますことから、これを許可いたしたいと思います。副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

ただいま教育長と話をした結果を御報告させていただきます。

まず、4月24日に行われました常任委員会で一部私の不適切な発言がありましたことを、この場をおかりしまして深くおわび申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

また、2点目での御質問でありましたOB発言につきましても、たとえ例とはいえ、不適切な発言であったことを認め、この場でおわび申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

わかりました。その事実関係については、いわゆる社会教育関係の問題について、教育委員会から市長部局への所管がえの問題については、冒頭に教育長から答弁があった中身で受けとめてよろしいんですね。だから、謝罪があったから、そういうことですね。確認だけしておきたいと思うんですが。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員から確認を求められておりますので、副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

そのとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

1点だけ確認させていただきたいんですが、53ページの志引団地十三号線外1路線の道路改良の関係でございます。繰越明許含めて約1億800万円の予算に相なりますが、これで全面の改修になるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

場所は清水沢多賀城線から今回連立側道であります舟橋志引線まで、一括改修する予定でございます。そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

清水沢多賀城線、一部通行どめにしてますが、いつから通行させるように考えておられますか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

あそこの部分につきましては、志引団地の皆さん方の歩道等の問題がありまして、あれらの歩道の工事が終わった時点で開通させたいと、このように考えております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

多分私の予想で、いろいろ視察しているんですが、相当な車両が志引団地内を通るだろうと。ましてや高架が完成すれば、なお一層交通量が激しくなると。優良の団地内の交通量がふえるということです。少なくとも子供たちの安全、年寄りの安全、交通事故の防止のために信号機をどうしてもつけていかなければいけないという課題があると思いますが、交通の中でそのような計画をされておりますか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

その部分も承知してございまして、信号機の設置については警察の方に要望してございます。ただ、まだ約束は得られてないという状況でございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

お聞きするところによると、先般、団地住民との説明会をやったということで、相当な要望も出たのではないかと思います。特に多分信号機の問題は最大課題として私は問題提起もされたのではないかというふうに仄聞しております。そういう意味におきましては、開通と同時にやはり積極的に活動、運動していただいて、やはり交通信号の設置というものを最優先にお願いしたいと思っておりますけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

はい、そのように努力したいと思います。

○議長（石橋源一）

14 番相澤議員。

○14 番（相澤耀司議員）

今の竹谷議員の質問に関連するんですが、その志引団地の中のいわゆる車道が歩道よりも低くなっているのを歩道と同じ高さにするんですね、今回の工事は。まずそれ確認させていただきます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

歩道の方が約5センチぐらい高くなろうかと思えますけれども、ほとんどフルフラットというぐらいに考えてございます。

○議長（石橋源一）

14番相澤議員。

○14番（相澤耀司議員）

そうすると、清水沢多賀城線だけが今回完了するということですか、それとも志引団地の中のそういう道路は全部なくなるということでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

志引団地の中の歩道すべてフルフラットになると、このような工事でございます。

○議長（石橋源一）

14番相澤議員。

○14番（相澤耀司議員）

恐らくその志引団地をつくった時代の道路の構造というのが、そういう時代だと、じゃないかなと思うんですけれども、ほかにそのような構造のところは市内にないんでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

道路構造令、要は、つくる場合の基準が平成17～18年ごろに変わってございまして、それ以前の道路、歩道付きの道路はすべてマウンドアップ方式、要は、駅前もそうですし、それから舟橋も、すべてそういう形の高い歩道になってございまして、今後、順次歩道の、歩行者の多いようなところだとか、それから危険な場所については、一部改修に入っているという状況でございます。

○議長（石橋源一）

14番相澤議員。

○14番（相澤耀司議員）

安全の面でも、竹谷議員が質問したとおりなんですけど、特に今現在でも行きどまりになっているにもかかわらず、相当のスピードで入ってきて、あっ行きどまりだといってUターンして帰っていったら、そのときに道路標識なんかを壊していったという苦情も私も受けております。ですから、それが開通すると、さらにですね、危険性が増す。浮島から橋を渡ってくる道路ができた直後に大きな事故があったことは記憶にあると思います。まして、

もっと交通量が多くなる可能性のある道路に考えられますので、重ねて安全対策を要望しておきたいと思います。

○議長（石橋源一）

御要望でよろしいんですね。（「はい。よろしくお願いします」の声あり）

15番松村議員。

○15番（松村敬子議員）

47ページ、コミュニティ助成金についてお伺いいたします。

先ほどの説明によりますと、財団自治総合センターよりの助成金ということで、それを高崎自治会の方に助成するというような御説明だったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

はい、そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

15番松村議員。

○15番（松村敬子議員）

高崎自治会への助成ということですが、その高崎自治会での使途内容というんですか、その辺、よろしければお伺いしたいのと、あと、この高崎自治会がなぜこのような助成金を受けるようになったのか、その基準というんですか、何かあるのかどうか教えていただければと思います。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

まず1点目、その中身なんですけれども、中身につきましては、地域で、地域の活動の活性化のために必要な備品ということで、放送設備とか、それから会議用のテーブル、それから台車、いす、こういうものを用意するというところでございます。

それで、これにつきましては宝くじ助成の部分ですので、各地区で申請をしていただいて、それが採用になればなっていくということで、出してくる地区、出していない地区、いろいろございます。以上でございます。

○議長（石橋源一）

15番松村議員。

○15番（松村敬子議員）

では、これは各自治区でそれをきちんと内容を明記して応募すれば受けられるという内容の助成金なんですか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

必ずしもそうとは限りませんので、場合によっては落ちる場合もありますし、今回の場合ですと高崎地区が該当したということでありまして、必ずしも応募したからなるということではございません。よろしいでしょうか。

○議長（石橋源一）

15番松村議員。

○15番（松村敬子議員）

応募してもならないというのは、向こうが決めるので、ならないということですか。応募は自由ですか。（「はい」の声あり）はい、わかりました。

じゃあ、もう1点ですけれども、先ほどの志引、53ページですか、その件なんですけれども、直接この改良事業のところではないんですが、清水沢多賀城線に関してなんですけれども、前、私一般質問の方で質問させていただいておりました浮島の国府多賀城駅の裏側の通行どめになっているところですね、あそこに対して、早くあそこも、簡易でもいいので、道路を通して整備したらいいのではないかとということで前質問させていただいたとき、その方向で検討してまいりますというような答弁があったと記憶しておりますが、その辺に関してはどのように今進捗しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

今の質問でちょっと中身がよく把握できないんですけれども、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（石橋源一）

15番松村議員。

○15番（松村敬子議員）

国府多賀城駅の南側のターミナルありますよね。そこから清水沢多賀城線のところとの…、なってるところです。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

失礼しました。

城南の区画整理区域、区画整理事業で確保した清水沢多賀城線と、こういう位置づけだと思いますけれども、あの部分につきましては皆さんから何度も御指摘をいただいておりますので、当座は目的外使用——国の方から補助金で取得しておりますので、目的外に使用することについては国の方の許可が要するというので、現在、東北整備局の方から目的外使用については承諾をいただいております。ただし、そのための諸条件がございまして、要は、道路で買った土地から目的外使用して基本的には利益を上げてはならないと、こういう指導がございまして。それから、区画整理事業は県費補助ですので、実際には県の方も多賀城市と同一歩調をとらなくちゃならないという部分で、現在、県と市でその内容等について書類等を作成している最中だということでございまして、基本的には駐車場に使いたい。維持管理費等については、その駐車場料金で賄いたいというぐあいに考えております。

それから、多分そのときに、住宅等ございまして、あれらについての近隣利用のための道路の考え方というのが質問の趣旨かと思っておりますけれども、その辺も踏まえて現在検討中でございます。

○議長（石橋源一）

2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

59 ページのスクールソーシャルワーカーのところなんですけど、具体的な仕事はどんなことをするのか。

○議長（石橋源一）

学校教育課長。

○学校教育課長（小畑幸彦）

スクールソーシャルワーカーでございますけれども、子供がいろいろ悩みを持ってスクールカウンセラーとお話などをしますけれども、それは子供の内面なんですけれども、スクールソーシャルワーカーはですね、その子供の背景にある環境等々にかかわっていくわけでございます。例えばお父さんが失業したとか、あるいはネグレクトに遭ったとか、家庭の問題、本人がどうしようもない、本人にとってはどうすることもできないことがございます。そういうものに対して、スクールソーシャルワーカーが自分から出ていくということではなくて、学校の先生ですね、担任の先生とかと相談をして、果たしてどのように…、お母さんと呼んだ方がいいのか、それとも家庭訪問した方がいいのか、そのようなことを相談するというようなお仕事でございます。

○議長（石橋源一）

佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

今確認、仕事の中身を確認すると、なかなかこれから大変、あるいはふえてきそうな状況にあるのかなというふうに思うんですが、固有の名前を挙げるわけにはいきませんので、いろいろ仄聞しております。そういう中で、中学校、この方お一人で中学校4校のことをかかわるということでは、適切な人数かどうかよくわからないんですけど、今子供たちも精神面でも発達してきてまして、中学校では遅いと。小学校にもそういう役目を持った

人たちが必要なのではないかという思いもあるんですけども、この方は、小学校、市内10校のことを困ったことがあれば相談に乗るということで考えていいんですか。

○議長（石橋源一）

学校教育課長。

○学校教育課長（小畑幸彦）

現在の段階ではそのように考えてはおります。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

ぜひね、時間は短時間で日数も短時間、そんなにたくさんあったら困るんですが、ぜひ子供のためにも適切な目配り、気配りをしていただきながら、子供が本当に率直に育つような、そういう環境をつくっていただきたいというふうに思います。

さっき昌浦議員の方からもありましたけれども、1年間だけではなくて、一定継続した事業の必要があるのではないかというふうに思いますので、今から財政の手当ても考えながら、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

お答えはよろしいですか。（「はい」の声あり）はい。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（石橋源一）

日程第 15、議案第 55 号 平成 21 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 55 号 平成 21 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、収入につきましては、配水管整備事業債の増額補正を行うものであります。一方、支出につきましては、配水管整備事業費と配水管改良事業費との間で組み替え補正を行うものであります。

なお、詳細につきましては水道事業管理者から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

それでは、62 ページでございます。

平成 21 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条は業務の予定量でございます。これは、平成 21 年多賀城市水道事業会計予算、これから予算と言っていきますけれども、いわゆる当初予算で計上していた金額を変更するというものでございます。

予算第 2 条第 4 号は主要な建設改良事業でございますが、アの配水管整備事業費、2 億 1,928 万 4,000 円と計上しておりましたけれども、1 億 2,841 万 5,000 円を増額いたしまして、3 億 4,769 万 9,000 円とするものでございます。同じくイでございますけれども、配水管改良事業費は、1 億 9,895 万 3,000 円を、同じく 1 億 2,841 万 5,000 円を減額いたしまして、7,053 万 8,000 円に改めるものでございます。これらにつきましては、配水管整備事業債の追加補正に伴いまして、事業費の組み替えを行うものでございます。

第 3 条は資本的収入及び支出でございます。予算、当初予算でございますが、第 4 条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出に対して不足する額、6 億 1,425 万 2,000 円と見てございましたが、6,400 万円を減額し、5 億 5,025 万 2,000 円とするものでございます。また、これを補う財源の一つであります建設改良積立金 2 億 2,820 万 6,000 円を、6,400 万円を減額いたしまして、1 億 6,420 万 6,000 円に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条は企業債でございます。予算第6条中に定めております主要な建設改良事業を行うための配水管整備事業の起債限度額を、9,820万円から6,400万円を増額いたしまして、1億6,220万円とするものでございます。これらにつきましては、当初予算で計上しておりました末の松山浄水場浄水池耐震化工事について、企業債の活用が可能になったことに伴いまして、企業債の限度額を改めるものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前の内容と同じでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

補正予算説明の資本的収入及び支出でございます。

まず、収入から御説明申し上げます。

1款1項1目配水管整備事業債で6,400万円の増額補正でございます。先ほど御説明いたしましたとおり、末の松山浄水場浄水池耐震化工事を起債対象事業として措置することに伴いまして、追加補正をするものでございます。

次に、支出でございますが、1款1項1目配水管整備事業費及び2目の配水管改良事業費でございますが、収入と同様に、末の松山浄水場浄水池耐震化工事を起債対象事業とすることに伴いまして、事業費の組み替え補正をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

これは、予算委員会のときにですね、なぜ起債を使わないのかという質問をしまして、いや、できれば使うように今やってる最中だということが今回補正で計上されたということなんですが、63ページの企業債の利率、年5%になってるんですけども、実際はどのぐらいで借りられる見込みなんですか。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

約2%ぐらいかと思えます。ただ、今繰上償還やってますけれども、これは縁故債になってますけれども、これらについては1.5前後ではやってますけれども、この辺は、企業債の方は2%ぐらいだと思います。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

それから、66ページなんですが、配水管整備事業と配水管改良事業が出てるんですが、今回、起債が使えるということで、改良事業から整備事業の方に1億2,841万5,000円振

り替えましたね。ということは、改良事業と整備事業のこの定義というのは、起債が使えるかどうかということで振り分けてるということで理解してよろしいんですか。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

平成 18 年の第 1 回定例会で同じような藤原議員さんから質問あったかと思います。そのときもですね、同じように、起債、補助事業と、改良事業の方は単費というような、今、多賀城の水道ではそのような仕分けをさせていただきますので、今回、起債対象になった部分を配水整備事業費としたものでございます。そのように起債、単費で仕分けさせていただきます。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

こういう措置をとったということについては、予算の段階から見れば評価するんですが、ただ、もう少し外部資金を使ってもいいんじゃないかと私は思うんですね。

67 ページを見ますと、いわゆる建設改良費の総額は 4 億 1,988 万 3,000 円ですね。そのうちの起債活用が 1 億 6,220 万円ということですから、設備投資額に対する起債の活用というのは 38.6%ということになります。逆言うと、自己資本比率が 61%ベースになっていくということになっちゃうんです。

もう一つは、通常の元金償還は 2 億 9,608 万 4,000 円ですね。これはいわゆる起債償還額が 8 億 8,000 万円なんですけど、そのうち 5 億 8,000 万円が借りがえなので、通常の元金償還というのは 2 億 9,600 万円、約 3 億円なんです。つまり、約 3 億円返してですよ、約 3 億円返して、起債活用するのが 1 億 6,220 万円だということなんです。だから私は、返してる金額と新たに借りる金額からすると、いつも言ってるんですが、これはもう少し活用、外部資金を活用してもいいんじゃないかというふうに思うんですけども、現時点での見解をお願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

起債の活用につきましては、毎度藤原議員さんとは質問あるいは回答ということでお話ししてはいますが、私たちは未償還残高を少しでも少なくして次世代の方々に引き継ぎたいと、これはずっと私は言いつ放しで来てはいますが、今後もやっぱりこの考えは同じだと思います。

ただ、事業費の今 50%ぐらいと言ってはいますが、この辺は、今後単独でやらざるを得ないものについて、ほかにもある場合ですね、その辺は少しずつ崩れていきたいと思いますという考え方は、当初予算のときも御説明したかと思いますが、そのような考え方で今後も続けていきたいなと思います。

ただ、もう一つはですね、こういうものもちよっと縛りがございます。というのは、先ほど繰上償還と申しましたけれども、繰上償還をするとき財政計画を提出してございます。自治省の方、財務省の方に、繰上償還する条件としてそういうものを提出してございます。

その中では起債未償還残高を極力減らしていくというように計画を立ててございます。19年度から5年間で、最終、5年間で42億4,100万円まで下げていきますよということでございますが、今回6,400万円借りることによりまして、その差額が6,700万円ほどオーバーしてございます。これは最終的な23年度で帳じりを合わせて、その未償還残高に近づけようと今思っておりますけれども、そういうふうにして繰上償還するために認められている条件もちよっとありますので、その辺も加味しながら起債の借り入れはしていきたいなと思っております。最低でも、議員さんがおっしゃったように、払うやつと借りるやつのプライマリーバランスだけはきちっとしていきたいと、このように思っております。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

結局、この補正で何が言えるかという、4億1,988万3,000円の設備投資をすると。それは起債は1億6,220万円しか活用しないので、現在住んでる人たち、あるいは現在住んでる人たちが過去に積み立ててきたお金を、この設備投資に3億5,768万3,000円をつぎ込むということになるんですね。それとはまた別個に、過去に設備投資した分の返済を今の人たちが2億9,608万4,000円やってるんですよ。そうすると、今住んでる人たちは、過去の借金を3億円返して、今後の、今後何十年も使う設備投資に対して3億5,700万円の負担をしてるということになるんです。だから、そういう耐用年数の関係からいうと、やっぱり私は、世代間の公平な負担ということを考えた場合に、もっと起債を活用していいと、いつも言ってますけれども、そういう立場で再度検討していただきたいと思えます。答弁をいただくとまたしゃべりたくなるので、そういうことで要望しておきます。

○議長（石橋源一）

答弁はよろしいですね。（「はい」の声あり）はい。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（石橋源一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす6月13日から6月15日までは休会いたします。

来る6月16日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後3時01分 散会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年6月12日

議長 石橋 源一

署名議員 佐藤 恵子

同 深谷 晃祐